

ヒルフェ通信(2月号)

❀ そっと寄り添いやさしくサポート ❀

「公益社団法人成年後見支援センターヒルフェ」は高齢者、精神障がい者、知的障がい者等の権利の擁護及び福祉の増進に寄与することを目的として、東京都行政書士会が設立した法人です。



◆新型コロナウイルス感染拡大につきまして

皆様ご存じのように、年末から年始にかけて新型コロナウイルスの感染が急激に拡大いたしました。1月8日に一都三県に向けて緊急事態宣言が発出され、その後も7府県が追加されるなど1月20日現在、11都府県が緊急事態宣言下にあります。この2月号がお手元に届くころには解除されていることを願ってやみませんが、どのような状況にありましても、理事長の新年のご挨拶にもございますように、『今一度現状を直視し、今私達に出来ることは、「感染しない、感染させない」を合言葉に感染対策の徹底に努めることが重要かと思えます。』ということを念頭に置き、この困難な状況を乗り越えていきたいと思えます。

なお、会員の方が感染した場合は下記にお知らせください。
○感染や体調不良の場合の連絡先
電話: 03-3476-5131
メール: support@hilfe.jp (地区名と氏名を明記してください。)



◆第15期 基礎研修が終了いたしました

今年度の第15期基礎研修のカリキュラムが、昨年12月にすべて終了いたしました。今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、例年とは違うイレギュラーな対応となりました。まず、東京都行政書士会研修センターの基礎研修はリモート研修に、ヒルフェの社団基礎研修はすべて行政書士会館でのビデオ講義となりました。本来、グループワークで行うことも、お二人ずつで話し合っていたくにとどまったり、例年まとめ講義の後に行っていたヒルフェ役員等も交えての懇親会も開催を見合わせたりといった状況もあり、同期での交流の機会も少なく厳しい受講環境であったかと思えます。そして、ようやく基礎研修が終了し効果測定というところで、感染の急拡大により2度目の緊急事態宣言が発出されたため、効果測定の日程変更を余儀なくされ、1か月の延期となりました。

このような状況の中ではありますが、それを乗り越えてきたからこそその力を秘めておられるのではないのでしょうか。効果測定、面接を突破して心強い仲間が増えることを心待ちにしつつ、心よりエールを送りたいと思えます。

◆ヒルフェ法人後見につきまして

法人後見とは、言うまでもなく、ヒルフェという公益社団法人が成年後見人、保佐人、補助人になるものです。実際には、ヒルフェが後見人等に家庭裁判所で選任されますと、会員の中から後見事務担当者を任命し、事務担当者の支援、指導、監督を行います。ヒルフェでは本人の心身の状況、生活状況、財産状況等により、個人後見では受任が困難であると予想される事案等について、公共性及び社会福祉の観点から、本人の権利を保護することを目的として法人後見事業を行っています。具体的には、個人の後見人では年齢等により継続性の確保が難しい親亡きあと、生活困窮者、虐待・経済的虐待などがあげられます。法人後見によって、本人にとっても、相談等を受ける受任者である私たちにとっても選択の幅が広がるということがあります。

ただ、たまにヒルフェで支援、指導、監督してくれるのだから、個人で受任するより安心なので法人後見の事務担当者から始めたいといったように誤解されている場合があるようです。法人後見で受任するのは困難案件が多くなりますし、法人として家庭裁判所から選任されているわけですから、法人としても安心して任せられる会員を任命することになります。まずは、法人後見ありきではなく、個人での受任を基本とし経験を積むことが必要です。

現在、ヒルフェでは、法人後見のリーフレットの作成を進めております。また、今後MLなどにより会員への周知も図っていく予定です。ヒルフェの法人後見について正しく理解し、それぞれが事務担当者になれるような体制を整えるべく自己研鑽を積むことが大切だと思えます。